各学校法人理事長 様

大阪府教育庁私学課長

令和6年度私立学校施設整備費補助金(私立学校教育研究装置等施設整備費(私立高等学校等施設高機能化整備費))の計画調書の提出について(依頼)

標記について、文部科学省高等教育局私学部私学助成課長から依頼がありましたので、お知らせします。

つきましては、積極的な申請をご検討いただくとともに、事業計画の申請にあたっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)等の法令等、下記事項及び別添通知を遵守の上、計画調書を作成し、提出してください。

令和6年1月に発生した能登半島地震では、校舎等建物のみならず、体育館の天井ボードや照明器具の落下等の被害が数多く報告されています。令和7年度より、構造体耐震化の進捗に加え、こうした非構造部材の耐震対策も、本補助金の事業募集時の要件として追加される予定となっています。こうした点も踏まえ、構造体はもとより非構造部材の耐震対策が未完了の学校につきましても、児童生徒等の尊い生命を地震による被害から守る観点から、本補助金をご活用いただき、耐震対策を積極的に推進していただきますようお願いします。

記

1 募集対象事業

交付決定日以後に着手し、令和6年度内に完了する以下の事業を募集対象とします。

- ア 施設高機能化整備事業
 - ① 教育の情報化に関連した教室等の改造工事(校内 LAN 整備のみ)
 - ② 校舎等のバリアフリー化整備
- イ 防災機能強化施設整備事業
 - ① 耐震補強工事 ※耐震診断費のみの補助含む。
 - ② 非構造部材の耐震対策
 - ③ 防災機能強化事業
 - ④ 防犯対策
 - ⑤ アスベスト対策
 - ⑥ 耐震改築工事
- ウ 施設環境改善整備事業(空調(熱中症対策))
- エ エコキャンパス推進事業 (照明設備の省エネルギー (LED) 化工事) ※6月以降契約予定事業のみ
- ※ 各学校法人の設置する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校における耐震化率が、令和5年度末時点で93.9%を下回る学校法人については、構造体の耐震化(上記イ①及び⑥)以外の事業へ応募する際、原則として、上記「イ①耐震補強工事 ※耐震診断費のみの補助含む。」又は「⑥耐震改築工事」のいずれかについて、少なくとも1つ以上の事業を応募する必要があります。
- ※ 当該条件を満たすことのできない<u>特段の理由</u>がある場合には、<u>構造体の耐震化について**令和 10 年度まで** に完了させる</u>ことを<u>学校法人として決定している</u>必要があります。
- ※ 申請事業については、交付決定後に契約を締結(着手)してください。

- ※ **国庫補助金額は、各事業における上限の設定が無い場合、1事業あたりの上限額は、予算の範囲内で調整 します。**また、今後着手する複数年度にわたる事業については、各年度に設定した上限額に基づき、1事業あたりの国庫補助金額を算定しますので、当該年度の申請状況に応じて圧縮がかかる可能性がありますのでご承知おきください。
- ※ 事業採択に際し、要件を満たす応募事業の中から申請校における**屋内運動場等の吊り天井の落下防止対策**、 **屋内運動場等の吊り天井以外の非構造部材の耐震対策及び避難所指定施設のバリアフリー化に係る実施 率で優先順位付け**を行うことを予定していますのでご承知おきください。
- ※ 令和7年度の募集事業より「ア①校内LAN整備」、「ア②バリアフリー化整備」、「ウ施設環境改善整備事業」及び「エコキャンパス推進事業」については、事業募集時の要件として、屋内運動場等の吊り天井の落下 防止対策、屋内運動場等の吊り天井以外の非構造部材の耐震対策及び避難所指定施設のバリアフリー化に 関する要件を追加する予定です。

対策が未完了の場合は計画的な改修ともに積極的な申請のご検討をお願いいたします。

2 提出書類

計画調書及び添付書類

※ 別添の令和6年2月5日付け5高私助第26号「令和6年度私立学校施設整備費補助金(私立学校教育研究装置等施設整備費(私立高等学校等施設高機能化整備費))の事業募集について(依頼)」を熟読のうえ、必要書類を揃えるようにしてください。なお、今回の募集においては、仮提出はありません。

3 提出期限及び提出方法等

(1) 提出期限

契約時期によって異なります。なお、それぞれの契約時期までに決定される予定です。

- ① 令和6年4月·5月契約予定事業
 - 令和6年2月15日(木) 18時【厳守】
- ② 令和6年6月以降契約予定事業

令和6年4月1日(月)18時【厳守】

- ※ 提出期限までに必要な書類が揃っていないものについては、計画調書を受理しません。
- ※ 各提出期限までに3者以上の入札(若しくは見積合わせ)の実施が困難な場合は、1者からの参考 見積書又は設計業者による積算内訳書を提出してください。また、その場合にあっても、各提出期 限の2週間以内に3者以上の入札書(見積書)を提出してください。

(2)提出方法

- ① 電子メールによりデータを提出
- ② 郵送等により紙媒体を提出(1部)
- ※ 容量が大きい場合、受信できないことがありますので、電子メールを複数に分けるなど、確実に提出できるようにお願いします。

(3)提出先

大阪府教育庁私学課小中高振興グループ

(郵送) 〒540-8570 大阪市中央区大手前 3-1-43 大阪府庁新別館南館 10 階

(電子メール) shigakudaigaku-g01@sbox.pref.osaka.lg.jp

※ メール件名を「【学校名】令和6年度私立学校施設整備費補助金計画調書の提出について」としてください。

4 留意事項

- ・計画調書の作成にあたっては、文部科学省依頼文及び様式に記載された注意事項をご確認の上、作成するようにしてください。
 - ※ 文部科学省からの依頼文、様式は、大阪府ホームページに掲載しています。

(HPアドレス https://www.pref.osaka.lg.jp/shigaku/syoutyuukou/sinseiyousiki.html#R6)

【問い合わせ先】

大阪府教育庁私学課 小中高振興グループ 岡本、明瀬、金子 電 話:06-6941-0351 (内線 4852) /06-6210-9274 (直通)

E-mail: shigakudaigaku-g01@sbox.pref.osaka.lg.jp